

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和元年度後期技能検定を次のとおり実施します。

令和元年9月2日

佐賀県知事 山口 祥 義

## 1 実施職種

### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

### (2) 1級及び2級

工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工

( 金属製カーテンウォール工事作業 ) ガラス施工 ( ガラス工事作業 ) 機械・プラント製図 ( 機械製図手書き作業及び機械製図 C A D 作業 ) 電気製図 ( 配電盤・制御盤製図作業 ) 及び塗装 ( 鋼橋塗装作業 )

(3) 3 級

機械加工 ( 普通旋盤作業 ) 機械検査 ( 機械検査作業 ) 電気機器組立て ( 配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業 ) 冷凍空気調和機器施工 ( 冷凍空気調和機器施工作業 ) 和裁 ( 和服製作作業 ) 家具製作 ( 家具手加工作業 ) 建築大工 ( 大工工事作業 ) かわらぶき ( かわらぶき作業 ) 配管 ( 建築配管作業 ) 型枠施工 ( 型枠工事作業 ) 鉄筋施工 ( 鉄筋組立て作業 ) テクニカルイラストレーション ( テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーション C A D 作業 ) 機械・プラント製図 ( 機械製図手書き作業及び機械製図 C A D 作業 ) 及び電気製図 ( 配電盤・制御盤製図作業 )

(4) 単一等級

バルコニー施工 ( 金属製バルコニー工事作業 )

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験 ( 以下「技能検定試験」という。 ) によって行います。

3 技能検定試験の手数料

(1) 実技試験 18,200 円

ただし、次の等級の技能検定試験を受験する者 ( 出入国管理及び難民認定法 ( 昭和 26 年政令第 319 号 ) 別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。 ) であって、次に掲げる者に該当するものは、それぞれ次に定める額とします。

ア 1 級又は単一等級の技能検定試験を受験する者のうち、次に掲げる者

9,200 円

(ア) 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者

a 県内において職に就いている者

b 職に就いていない者

(イ) 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者

(ウ) 県内施設訓練生等

(エ) 県外施設訓練生等のうち、次に掲げる者

a 県内に住所を有する者

b 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。）

イ 2級の技能検定試験を受験する者のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 35歳未満の者（平成31年4月1日において35歳に達していない者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 県内施設訓練生等又は県外施設訓練生等（県外施設訓練生等にあつては、県内に住所を有する者に限る。） 2,900 円

b aに掲げる者以外の者 9,200 円

(イ) 35歳以上の者（平成31年4月1日において35歳に達している者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,200 円

(a) 県内において職に就いている者

(b) 職に就いていない者

b 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,200 円

c 県内施設訓練生等 2,900 円

d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 県内に住所を有する者 2,900 円

(b) 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。） 9,200 円

ウ 3級の技能検定試験を受験する者のうち、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 35歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 県内施設訓練生等 2,900 円

b 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 県内に住所を有する者 2,900 円

(b) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

県内において職に就いている者 2,900 円

に掲げる者以外の者 3,100 円

c a及びbに掲げる者以外の者 9,200 円

(イ) 35歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等

を除く。)のうち、次に掲げる者 9,200 円

(a) 県内において職に就いている者

(b) 職に就いていない者

b 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等  
を除く。)のうち、県内において職に就いている者 9,200 円

c 県内施設訓練生等 2,900 円

d 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定  
める額

(a) 県内に住所を有する者 2,900 円

(b) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞ  
れ次に定める額

県内において職に就いている者 9,200 円

に掲げる者以外の者 12,100 円

(2) 学科試験 3,100 円

#### 4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

##### (1) 実技試験

###### ア 実施期日

実技試験は、令和元年 12 月 6 日(金曜日)から令和 2 年 2 月 16 日  
(日曜日)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する  
日に行います。

###### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

###### ウ 問題の公表

実技試験問題は、令和元年 11 月 29 日(金曜日)以降に佐賀県職業能  
力開発協会より公表します。ただし、一部の職種については、公表しま

せん。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級 令和2年2月2日(日曜日)

(イ) 1級及び2級

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工	令和2年1月26日(日曜日)
工場板金 自動販売機調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 石材施工 パン製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図	令和2年2月2日(日曜日)
半導体製品製造 空気圧装置組立て 帆布製品製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装	令和2年2月9日(日曜日)

(ウ) 3級

検定職種	実施期日
電気機器組立て 配管 型枠施工	令和2年1月26日(日曜日)
冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和2年2月2日(日曜日)
機械加工 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 テクニカルイラストレーション 電気製図	令和2年2月9日(日曜日)

(I) 単一等級

検定職種	実施期日
バルコニー施工	令和2年2月2日(日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

- イ 本人確認書類（運転免許証、学生証、健康保険証等公的証明書の写し  
で氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証  
する書面
- エ 実技試験手数料の減免を受けようとする場合は、次に掲げる者の区分  
に応じ、それぞれ次に定める書面
- (ア) 3の(1)のアの(ア)のaに該当する者 運転免許証その他の県内に  
おいて現に住所を有することが確認できる書面の写し及び就業証明  
書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (イ) 3の(1)のアの(ア)のbに該当する者 運転免許証その他の県内に  
おいて現に住所を有することが確認できる書面の写し及び雇用保険  
被保険者離職票その他の職に就いていないことが確認できる書面の  
写し
- (ウ) 3の(1)のアの(イ)に該当する者 就業証明書その他県内就業が確  
認できる書面の写し
- (I) 3の(1)のアの(ウ)に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は  
訓練在籍証明書
- (オ) 3の(1)のアの(I)のaに該当する者 運転免許証その他の県内に  
おいて現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明  
書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (カ) 3の(1)のアの(I)のbに該当する者 就業証明書その他県内就業  
が確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在  
籍証明書
- (キ) 3の(1)のイの(ア)のaに該当する者 運転免許証その他の県内に  
おいて現に住所を有することが確認できる書面の写し（県外施設訓

- 練生等に限る。)及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (ク) 3の(1)のイの(1)のaの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (ケ) 3の(1)のイの(1)のaの(b)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び雇用保険被保険者離職票その他の職に就いていないことが確認できる書面の写し
- (コ) 3の(1)のイの(1)のbに該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し
- (カ) 3の(1)のイの(1)のcに該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (シ) 3の(1)のイの(1)のdの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (ス) 3の(1)のイの(1)のdの(b)に該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (セ) 3の(1)のウの(ア)のaに該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (ソ) 3の(1)のウの(ア)のbの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書
- (タ) 3の(1)のウの(ア)のbの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書及び就業証明書その他県内就業が確認



できる書面の写し

(フ) 3の(1)のウの(ア)のbの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書

(ツ) 3の(1)のウの(イ)のaの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し

(テ) 3の(1)のウの(イ)のaの(b)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び雇用保険被保険者離職票その他の職に就いていないことが確認できる書面の写し

(ト) 3の(1)のウの(イ)のbに該当する者 就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し

(チ) 3の(1)のウの(イ)のcに該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書

(ニ) 3の(1)のウの(イ)のdの(a)に該当する者 運転免許証その他の県内において現に住所を有することが確認できる書面の写し及び在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書

(ヌ) 3の(1)のウの(イ)のdの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書及び就業証明書その他県内就業が確認できる書面の写し

(ネ) 3の(1)のウの(イ)のdの(b)の に該当する者 在学証明書、学生証の写し又は訓練在籍証明書

(2) 提出先

佐賀県職業能力開発協会

郵便番号 840-0814

佐賀市成章町 1 番 15 号

電話番号 0952-24-6408

(3) 受付期間

令和元年 10 月 7 日（月曜日）から同月 18 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。）

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会及び県内各公共職業能力開発施設で配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、佐賀県職業能力開発協会（電話番号 0952-24-6408）まで御連絡ください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定の受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、佐賀県職業能力開発協会へ同協会が指定する方法により納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

7 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県がその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会

が書面でその旨を通知します。

また、技能検定合格者の受検番号を令和2年3月13日（金曜日）に佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）等で発表します。

## (2) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

## 8 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県産業労働部産業人材課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 電話番号 0952-25-7310）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号 840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話番号 0952-24-6408）に問い合わせてください。